

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 12 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 13 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 36 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長」を削る。

第 2 条を次のように改める。

（議員報酬）

第 2 条 議長等の議員報酬は次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 390,000 円
- (2) 副議長 月額 330,000 円
- (3) 議員 月額 320,000 円

第 3 条第 1 項中「議長、副議長、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長」を「議長及び副議長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次期町議会議員一般選挙後、最初に招集される議会の議員の任期開始の日から適用する。